

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第一項の規定に基づく検証機関の登録事項の変更……………(環境局地球環境エネルギー部総量削減課)……………一

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の休止……………(同)……………一

○都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第八條の十一第二項の規定に基づく検証機関の検証業務の廃止……………(同)……………一

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)……………二

○土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(二件)……………(同)……………三

告示

○東京都告示第七百三十六号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十

二年東京都条例第二百十五号)第八條の十一第一項の規定に基づき検証機関の登録事項の変更の届出があったので、同条例第八條の二十二第二号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 登録番号

二 登録区分

三 登録検証機関名称

特定ガス・基準量
都内外削減量
優良事業所基準(第一区分)

十二

LLOYD'S REGISTER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド レジスター
クオリティ アシユアランス
スリミテッド)

四 代表者氏名

野浦 晃

五 営業所名称

LRQAジャパン 東京営業
所

六 変更前の営業所所在地

中央区日本橋一丁目二番十号
東洋ビル五階

七 変更後の営業所所在地

千代田区内神田一丁目十一番
十一号 藤井第一ビル二階二
一一

八 変更年月日

平成二十九年六月一日

○東京都告示第七百三十七号

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の休止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

示す。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 登録番号

二 登録区分

三 登録検証機関
名称

LLOYD'S REGISTER
QUALITY ASSURANCE
LIMITED(ロイド レジスター
クオリティ アシユアランス
リミテッド)

四 代表者氏名

野浦 晃

五 休止する検証
業務の範囲

(一) 営業所名称

(二) 営業所所在地

(三) 業務の範囲

六 休止期間

LRQAジャパン 東京営業所
千代田区内神田一丁目十一番十一号
藤井第一ビル二階二一一
優良事業所基準(第一区分)に係る検証業務
平成二十九年六月一日から平成三十年
五月三十一日まで

○東京都告示第七百三十八号

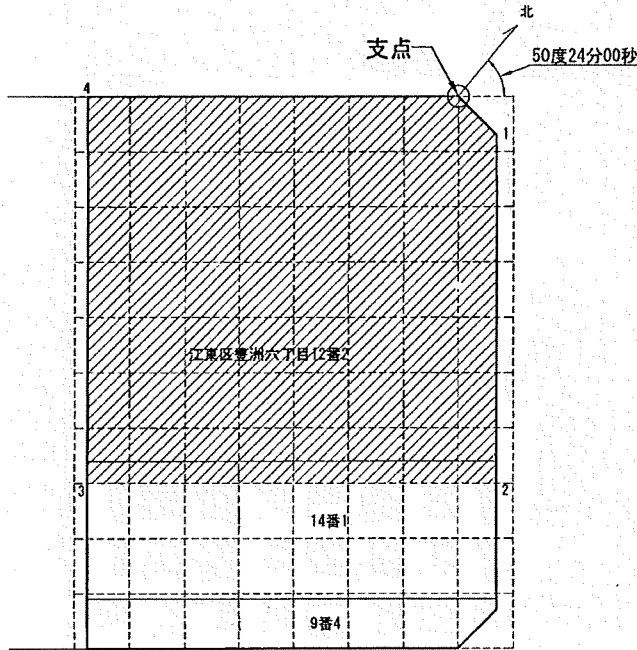
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成十二年東京都条例第二百十五号)第八條の十一第二項の規定に基づき検証機関の検証業務の廃止の届出があったので、同条例第八條の二十二第三号の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小池 百合子

<p>一 登録番号 三十八</p> <p>二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量</p> <p>三 登録検証機関 特定ガス・基準量 都内外削減量 ハウスプラス確認検査株式会社</p> <p>四 代表者氏名 代表取締役 川股 孝志</p> <p>五 廃止する検証業務の範囲</p> <p>(一) 営業所名称 ハウスプラス確認検査株式会社 本社</p> <p>(二) 営業所所在地 港区芝五丁目三十三番七号</p> <p>(三) 業務の範囲 特定ガス・基準量に係る検証業務 都内外削減量に係る検証業務</p> <p>六 廃止年月日 平成二十九年六月二十八日</p>	<p>一 登録番号 十五</p> <p>二 登録区分 特定ガス・基準量 都内外削減量 優良事業所基準(第一区分)</p> <p>三 登録検証機関 SGSジャパン株式会社</p> <p>四 代表者氏名 代表取締役 鈴木 信治</p> <p>五 廃止する検証業務の範囲</p> <p>(一) 営業所名称 SGSジャパン株式会社 神保町事務所</p> <p>(二) 営業所所在地 千代田区神田錦町三丁目七番二号 東京堂錦町ビルディング八階</p> <p>(三) 業務の範囲 都内外削減量に係る検証業務</p> <p>六 廃止年月日 平成二十九年四月一日</p>
	<p>●東京都告示第七百三十九号</p> <p>土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>平成二十九年十一月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(江東区豊洲六丁目地内)</p> <p>二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物</p>

別図



No	X座標	Y座標
支点	-39437.930	-3939.483
1	-39438.867	-3929.527
2	-39484.417	-3891.816
3	-39531.944	-3949.442
4	-39481.055	-3991.574

※上記座標は、日本測地系座標計算によって作成した。

【格子の回転角度(50度24分00秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

凡 例

- 形質変更所要届出区域
- 単位区画線
- 筆境界
- 敷地境界

●東京都告示第七百四十号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第八百八十四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(荒川区西日暮里五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去